

出雲市議会の議員が長期欠席をした場合における議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正の要旨

(1) 改正の理由

政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要であることから、地方議会における男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、市議会の会議等を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の支給について、適用除外の事由に議員の出産を追加することに伴い、所要の条例改正を行うものである。

(2) 改正の要点

- ・適用除外の事由に議員の出産を追加する。(第5条関係)

(3) 施行期日

公布の日から施行する。

(2) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(適用除外) 第5条 長期欠席の期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等</p> <p><u>(2) 議員の出産。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項(ただし書を除く。)に規定する期間の範囲内であって、かつ、市議会の会議等に出席しないことについて議員から議長に対し届出がなされている場合に限る。</u></p> <p><u>(3) その他議長が認める事由</u></p>	<p>(適用除外) 第5条 長期欠席の期間が次の各号に掲げる事由により生じた場合には、前2条の規定は適用しない。</p> <p>(1) 公務上の災害等</p> <p>[新設]</p> <p><u>(2) その他議長が認める事由</u></p>